



悠々時間 アドバンス plus+

指定通貨建積立利率金利連動型年金
指数連動型年金特約Ⅱ付

ふえるたのしみプラン



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要／注意喚起情報)



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕



お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この書面の表記について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
日経平均株価、S&P 500® について	●「日経平均株価」（日経平均）に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社はこの商品を保証するものではなく、この商品について一切の責任を負いません。 ●S&P® は、Standard & Poor's Financial Services LLC (「S&P」) の登録商標です。この商品は、S&P およびその関連会社によって支持、保証、販売、または販売促進されているものではありません。この商品について、S&P およびその関連会社は、一切の責任を負いません。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からのお知らせ	●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 ☎0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

www.nw-life.co.jp

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客様の多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客様が年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客様から選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスマチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みの際に重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。


CONTENTS

■ 商品パンフレット	1
■ 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	9
■ お客さまへの送付書類のご案内	35
■ WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	

「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

商品のしくみ

指定通貨  
米ドル 豪ドル
【契約年齢】0歳～80歳

この保険のリスクと費用について
 ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 ・この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要となる費用、解約時等にご負担いただく費用（解約控除）の合計額です。
 くわしくは  **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

- Point 1** 年金受取総額は、**指定通貨建**で一時払保険料以上の金額が最低保証されます。
- Point 2** 据置期間中は、マーケットにおける指数の動きに応じて積立金を「ふやす」ことができます。
- Point 3** 指数は、**日経平均株価** **S&P 500®** のいずれかを選べます。
※ ご契約後の変更はできません。
- Point 4** **たのしみファンド** は一時金でも年金でも受け取ることができます。
市場価格調整の適用なし 据置期間中も引き出し可能

たのしみファンド について
 マーケットにおける指数が、1年前に比べ上昇した場合、**たのしみファンド** が加算されます。指数の上昇（下落）は、1年ごとに前年比で判定します。

指数が上昇した場合（イメージ図内 A）
 指数の上昇率 × 連動率 = たのしみファンドの増加率
 【計算例】
 指数の上昇率 30% × 連動率 10% = 増加率 3%
 積立金

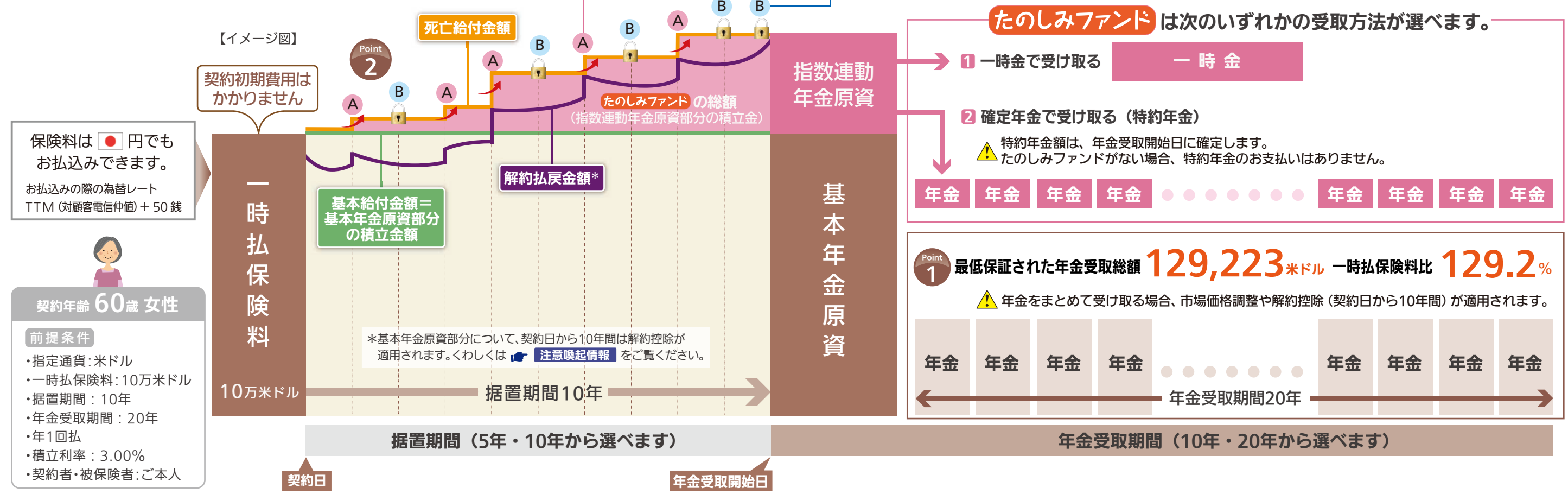
連動率とは、指数の上昇をたのしみファンドに反映させる割合をいい、毎年変動します。

指数が下落した場合（イメージ図内 B）
 積立金は指定通貨建で減少しません。
 ※円で受け取る場合、為替相場の変動により減少する場合があります。

【計算例】
 指数の上昇率 ▲30% × 連動率 10% → 増加率 0%
 積立金

指数の上昇率がマイナス（▲）の場合は0%となります。

据置期間中、一度も毎年の指数が上昇しなかった場合、たのしみファンドは加算されません。



年金のお受け取りについて

便利な機能

- 円で受け取れます
- 円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。
 ※お受け取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）
- 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。
 ※年金を外貨で受け取る場合の受取回数は、年1回払のみとなります。
 ※年金の受取回数は、年金受取開始時にご選択いただけます。

注意 上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

商品パンフレット

積立金のふえるしくみとお客さま向けのお知らせについて

初年度のお知らせ

1 次回の契約応当日における「たのしみファンド」の計算に用いる「連動率」

連動率は、指数の上昇を「たのしみファンド」に反映させる割合のことをいい、契約日および毎年の契約応当日ごとに設定されます。連動率は毎年変動し、指数の上昇（下落）率判定の1年前にマーケット状況*¹ やご契約に適用されている積立利率に応じて決定されます。

[連動率の計算式] 連動率 (%) = 積立利率 ÷ コールオプション料を想定元本*² で割った率

* 1 対象となる指数の価格や、価格変動の大きさ（ボラティリティ）、市場金利など

* 2 オプション取引で実際に受け渡される金額を計算するための想定上（名目上）の元本のことをいいます。

000000
作成日 2021年12月1日

日頃より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
ご契約の個人年金保険につきまして、次回の契約応当日において「たのしみファンド」の計算に使用される連動率が決定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

証券番号	KZ999999
契約者	サンプル 様
被保険者	サンプル 様
契約日	2021年12月1日
指数	S&P 500*
保険種類	指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約Ⅱ付（米ドル建）

1 次回の契約応当日において「たのしみファンド」の計算に用いる連動率 **25.00%**

契約応当日の指数 (2021/11/30)	3,000.00
--------------------------	----------

* 「契約応当日の指数」とは、契約応当日（会社の休業日の場合はその直前の営業日末）において会社が取得できる最新の終値となります。

* S&P 500*は、S&PダウジョーンズインデックスLLCの商標登録であり、当書面の全部または一部を許可なく複製または転載することは禁じられています。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター フリーダイヤル：0120-001-262
【受付時間】月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9：00～午後5：00
※ お客さまからのお問合せに対する適切な対応のため通話を録音させていただきます。

※掲載している各書類は見本となります。また、記載内容などは将来変更されることあります。

次年度（2年目）以降のお知らせ

1 次回の契約応当日における「たのしみファンド」の計算に用いる「連動率」

2 前年度の「指数の上昇率」

3 前年度の「連動率」

4 今回加算される「たのしみファンド」（1年分）

5 「たのしみファンド」の総額

指数の変動は1年ごとに前年比で判定するので、据置期間中 **1年でも上昇局面があれば**

たのしみファンド が加算され **積立金は増加** します。

000000
作成日 2022年12月1日

日頃より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
ご契約の個人年金保険につきまして、次回の契約応当日において「たのしみファンド」の計算に使用される連動率が決定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

証券番号	KZ999999
契約者	サンプル 様
被保険者	サンプル 様
契約日	2021年12月1日
指数	S&P 500*
保険種類	指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約Ⅱ付（米ドル建）

1 次回の契約応当日において「たのしみファンド」の計算に用いる連動率 **27.00%**

契約応当日の指数 (2022/11/30)	3,300.00
--------------------------	----------

* 「契約応当日の指数」とは、契約応当日（会社の休業日の場合はその直前の営業日末）において会社が取得できる最新の終値となります。

* S&P 500*は、S&PダウジョーンズインデックスLLCの商標登録であり、当書面の全部または一部を許可なく複製または転載することは禁じられています。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター フリーダイヤル：0120-001-262
【受付時間】月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9：00～午後5：00
※ お客さまからのお問合せに対する適切な対応のため通話を録音させていただきます。

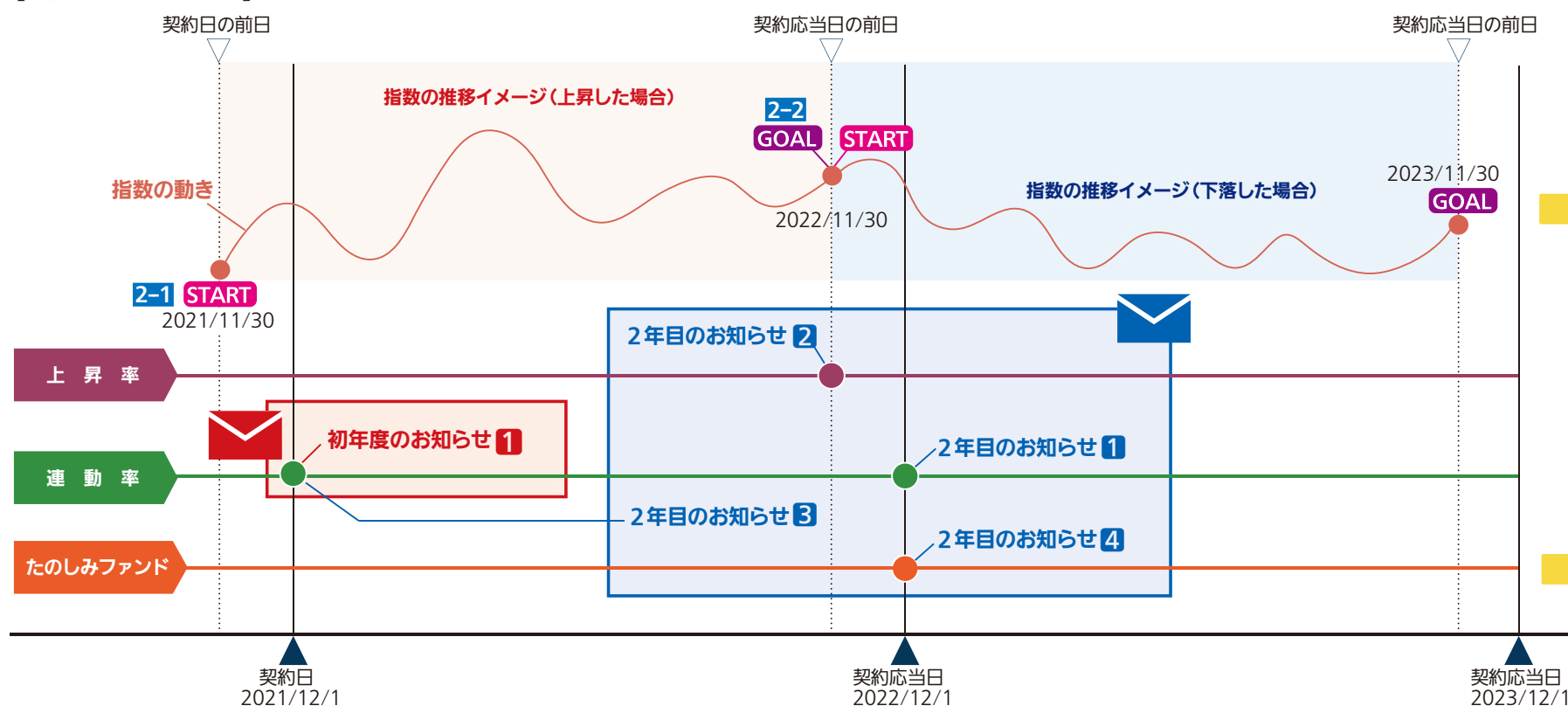
契約応当日（たのしみファンド加算日）：2022/12/1

指数の上昇率 (1)	10.00%	2
前年の契約応当日前日末の指数 (2021/11/30)	3,000.00	2-1
契約応当日前日末の指数 (2022/11/30)	3,300.00	2-2
適用される連動率 (2)	25.00%	3
基本給付金額 (3)	100,000米ドル	
たのしみファンドの金額(1年分) (1)×(2)×(3)	2,500 米ドル	4
たのしみファンドの総額	2,500 米ドル	5

* 上記金額は契約応当日(2022年12月1日)時点での金額を表示しております。
なお、基本給付金額については、契約応当日前日時点での金額となります。
* 指数の上昇率がマイナスとなった場合、下限値である0%となります。
* 2 たのしみファンドの総額(積立金)の引き出しをされている場合、差し引き後の金額を表示しております。
* S&P 500*は、S&PダウジョーンズインデックスLLCの商標登録であり、当書面の全部または一部を許可なく複製または転載することは禁じられています。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター フリーダイヤル：0120-001-262
【受付時間】月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9：00～午後5：00
※ お客さまからのお問合せに対する適切な対応のため通話を録音させていただきます。

【スケジュールのイメージ】



START と **GOAL** における指数の終値で上昇率を計算します。

$$\text{指数の上昇率 } 2 = \frac{\left(\text{GOAL の指数の終値}^* \right) - \left(\text{START の指数の終値}^* \right)}{\left(\text{START の指数の終値}^* \right)}$$

*各契約応当日前日末においてニッセイ・ウェルス生命が取得できる最新の終値となります。ただし、計算の対象となる契約応当日前日末がニッセイ・ウェルス生命の休業日の場合には、その直前の営業日末において、取得できる最新の終値となります。

たのしみファンド の計算例

$$\text{たのしみファンドの金額(1年分)} 4 = \text{指数の上昇率 } 2 \times \text{前年度の連動率 } 1 (=3) \times \text{一時払保険料(基本給付金額)}^*$$

*基本給付金額を減額された場合は減額後の金額
指数が前年より下落した場合、「指数の上昇率 2」には「0%」と記載されます。その場合でも、「たのしみファンドの総額 5」は減少することはありません。

※前年の契約応当日前日と契約応当日前日との間で指数が大きく上昇した場合でも、たのしみファンドの加算には反映されません。

新為替ターゲット特約について

外貨建の年金を円で受け取る際の、為替リスクに備えることができます

新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートがお客さまが指定したレート（為替ターゲットレート）より円高になった場合、外貨のまま年金を据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の年金受取日に、為替ターゲットレート以上の円安になった際にまとめてお受け取りいただきます。

※特約年金についても同様に扱います。

年金を円で受け取る際の、為替手数料は無料です。


※年金受取の円換算時の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲

米ドル建  1米ドル } 50円～200円 
豪ドル建  1豪ドル

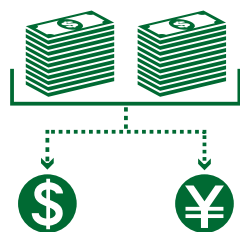
為替ターゲットレートは、お電話で変更できます。

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。（適用されるレートの変更は年1回となります。）

お手続きは裏面の
カスタマーサービス
センターまで 

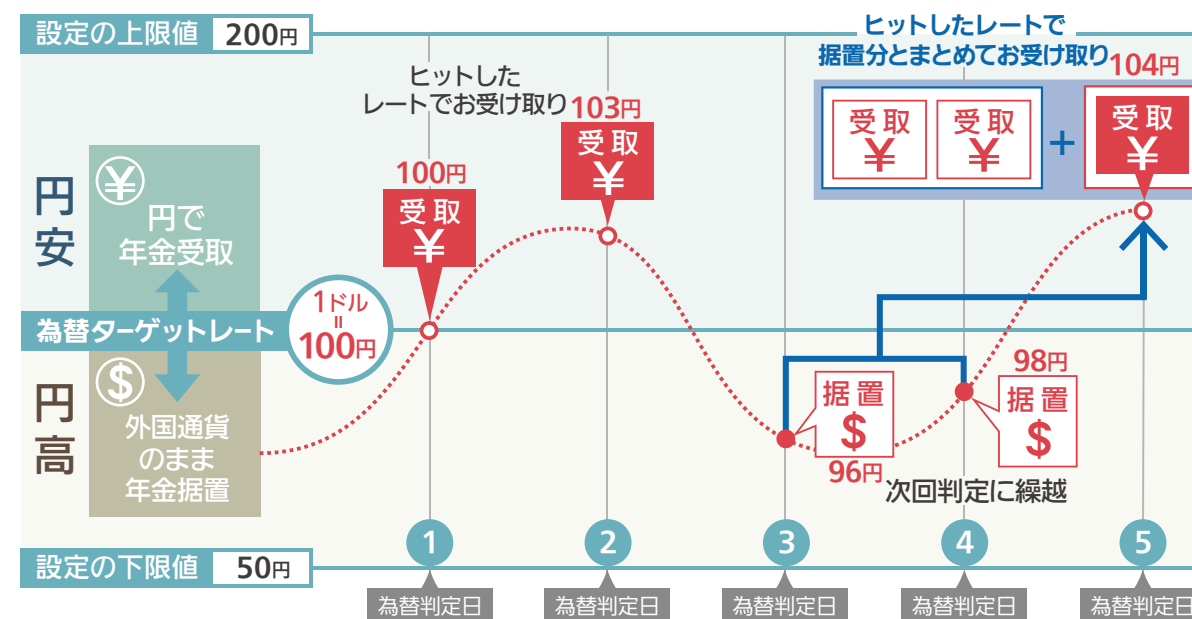
据え置かれた年金と利息は、外国通貨または円で引き出すことができます。

※据え置かれた全額の引き出しとなります。



●新為替ターゲット特約による受け取り・据置イメージ

【イメージ図】 為替ターゲットレートを1ドル=100円に設定した場合



●年金を分割受取しても、毎回為替判定を行います。

Q 為替判定の回数をふやす方法がありますか？

A たとえば年金受取期間20年で年12回払にした場合は、合計で240回分の年金の為替判定があります。年1回受取なら20回ですので、年金受取回数をふやした方が、受け取るチャンスがふえます。

<1年間の為替判定の回数>

- 年1回払 ① ② →
- 年12回払 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ →



ご注意

- この特約によって、すべての為替リスクを回避できるものではありません。
- 年金受取の最終分（据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます）については、最後の為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨でお受け取りいただきます。ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお受け取りいただくことが可能です。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理	契約内容照会
保険契約者代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。 ※年金開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	+ ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が年金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとまったお金が必要だけど認知症で解約の手続きができない…
どんな内容の保険に入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
手続可能です。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。
*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

保険契約者代理特約には「ご家族登録制度」が
付帯されます。

「ご家族登録制度利用規程」
はコチラ



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡給付金の請求 (死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります(例:解約等の出金を伴うお手続き)。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で意識がないため年金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
請求可能です。

ただし、年金は指定代理請求人の口座ではお受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A		A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A		B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただけます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

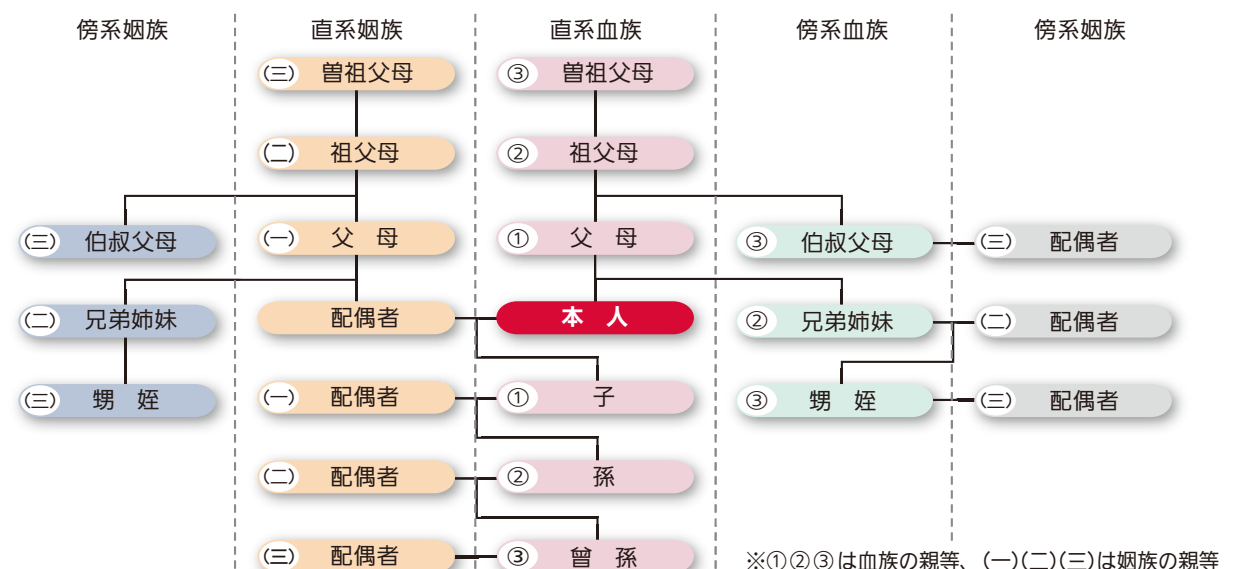
- ① 契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 契約者の直系血族
 - ③ 契約者の兄弟姉妹
 - ④ 契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族
- 上記のほか、契約者と次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人
- ⑤ 契約者と同居または生計を一にしている人
 - ⑥ 契約者の財産管理を行っている人
 - ⑦ 死亡給付金受取人・継続年金受取人
 - ⑧ その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※指定代理請求人については、上記の「契約者」を「被保険者」に読み替えます。

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。





契約概要

ふえるたのしみプラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、**指数に応じて積立金がふえる保険料一時払の定額年金保険**です。

指定通貨 (契約時に選択)	正式名称
 米ドル  豪ドル	指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約Ⅱ付

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、毎年の指数の上昇率に応じて所定の方法により積立金をふやすしくみの保険料一時払の年金保険です。
- 据置期間中の積立金は、「基本年金原資部分の積立金」と毎年の指数の上昇に応じて増加する「**たのしみファンド**の総額 (指数連動年金原資部分の積立金)」に分けて積み立てられます。
 - 「基本年金原資部分の積立金」は、一時払保険料相当額と同額となります。
 - 「**たのしみファンド**の総額」は、毎年の契約応当日前日に指数が上昇した場合、毎年の指数の上昇率に応じて計算される**たのしみファンド** (積増金) が毎年の契約応当日に加算されます。
※たのしみファンドは指定通貨建で積み立てられます。
- 被保険者が所定の年齢に達したときから、指定された年金受取期間中、基本年金原資部分の積立金に基づき支払う主契約の年金とあわせて、**たのしみファンド**の総額に基づく特約年金をお受け取りできます。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合に支払われる死亡給付金額は、積立金額が**指定通貨建**で最低保証されます。

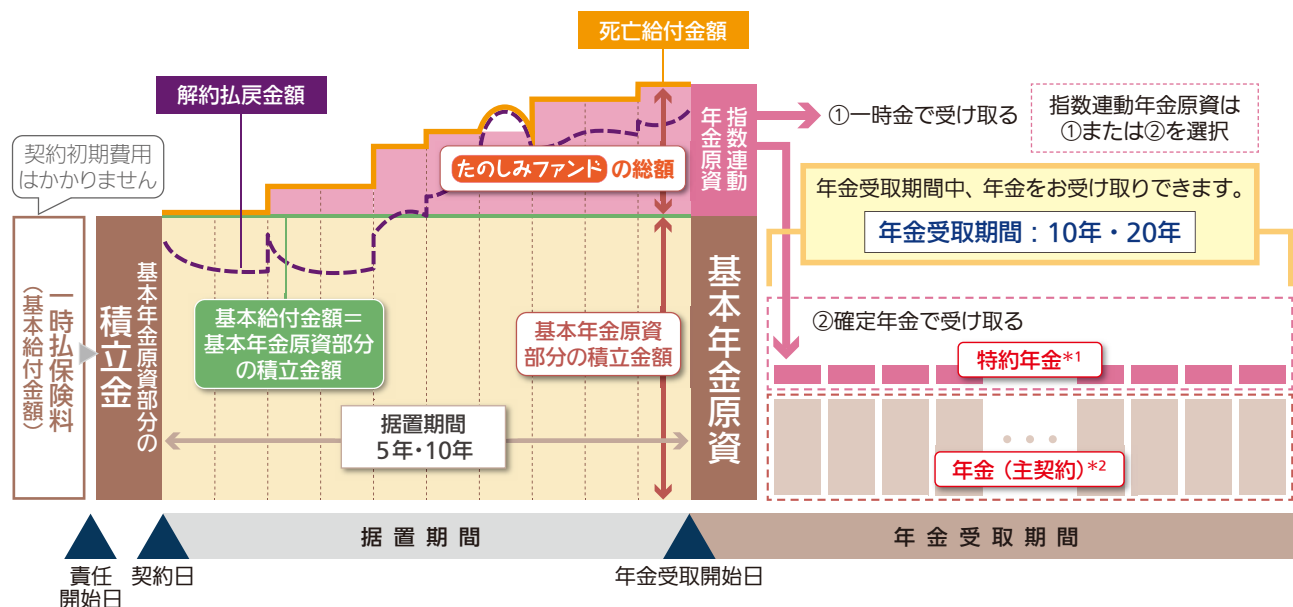
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ (市場価格調整) となっております。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除を適用します。

※この書面で使用されている「用語」は、ご契約のしおり・約款中において次の表記となります。


- ・「増加率」：指数の上昇率に連動率を乗じた割合
- ・「たのしみファンド」：積増金
- ・「たのしみファンドの総額」：指数連動年金原資部分の積立金

【しくみ図】 ※次の図は、イメージをあらわしたものです。

毎年の契約応当日前日の指数が、前年の契約応当日前日の指数より上昇した場合、**たのしみファンド** が加算されます。前年の契約応当日前日と契約応当日前日との間で指数が大きく上昇した場合でも、**たのしみファンド** の加算には反映されません。



- *1 年金受取開始日の指数連動年金原資部分の積立金額に基づき、年金受取開始日における当社の定める率により算出された年金額となります。そのため、特約年金額は年金受取開始日まで確定しません。
- *2 年金受取開始日の基本年金原資部分の積立金額に基づき、責任開始日における積立利率により算出された年金額となります。

 **据置期間中、毎年の指数の上昇率がすべて下限値である0%となった場合、たのしみファンドは一度も加算されず、指数連動年金原資部分の積立金および特約年金はありません。年金原資は一時払保険料 (指定通貨建) と同額となります。**

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は、外貨建であるため、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料の契約時円換算額や年金の契約時円換算額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは  **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立金について

■据置期間中は、「基本年金原資部分の積立金」「**たのしみファンド**の総額」に分けて積み立てられます。

① 基本年金原資部分の積立金

基本給付金額（一時払保険料）と同額となります。

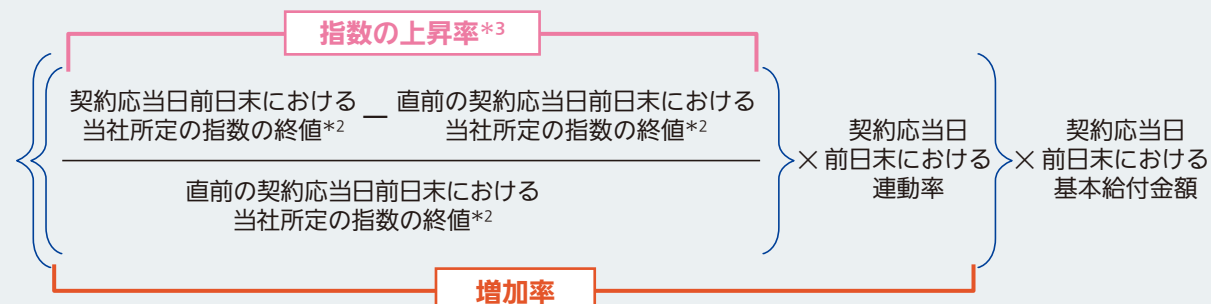
※基本給付金額を減額された場合は、減額後の金額となります。

② **たのしみファンド**の総額

- 毎年の契約応当日前日の指数が、前年の契約応当日前日*1の指数より上昇した場合、**たのしみファンド**（積増金）が加算されます。前年の契約応当日前日と契約応当日前日との間で指数が大きく上昇した場合でも、**たのしみファンド**の加算には反映されません。
- **たのしみファンド**の計算にあたっては、指数の上昇を**たのしみファンド**に反映させる割合（連動率）を用います。連動率は、市場環境に応じて毎年変動し、申込時には確定しません。

*1 ご契約から1年後におけるたのしみファンドの計算にあたっては、契約日前日の指数を用います。

たのしみファンドの計算方法



*2 各契約応当日前日において当社が取得できる最新の終値となります。ただし、計算の対象となる契約応当日前日が当社の休業日の場合には、その直前の営業日末において、取得できる最新の終値となります。

*3 計算に適用される指数の上昇率は、上限は設定なし、下限は0%となります。

- 連動率は、指数の上昇を**たのしみファンド**に反映させる割合のことをいい、契約日および毎年の契約応当日ごとに設定されます。
※連動率は、「積立利率÷コールオプション料を想定元本で割った率」により計算されます。「想定元本」とは、オプション取引で実際に受け渡される金額を計算するための想定上（名目上）の元本のことをいいます。
- この保険は、コールオプションでの運用を前提としており、市場環境を反映した取引価格に基づき定まるコールオプションの価格が毎年変動することから、連動率も毎年変動します。毎年の連動率は、契約日および毎年の契約応当日を迎えた後に、書面によって通知します。
- 増加率は、連動率を用いて計算されるため、多くの場合、指数の上昇率を下回ります。

<指数について>

たのしみファンドの算出に用いる当社所定の指数は、次のいずれかよりご契約時にご指定いただきます（ご契約後の変更はできません）。

日経平均株価（日経225）	東京証券取引所プライム市場に上場する株式のうち225銘柄を対象として算出。東証株価指数（TOPIX）と並んで日本を代表する株価指数。日経225とも呼ばれており、日本経済新聞社が算出・公表
S&P 500®	アメリカ合衆国の指数算出会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が算出しているアメリカの代表的な株価指数。ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQに上場している銘柄から代表的な500銘柄の株価をもとに算出

※株価指数が消滅する場合など、特別な事情があるときは、当社は指数を変更または廃止することがあります。この場合、指数を変更または廃止する日の1ヵ月前までにご契約者にその旨を通知します。

コールオプションや指数について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

<積立利率について>

■主契約に適用される積立利率は、責任開始日ごとに毎月2回（1日～15日、16日～末日）設定されます。

■契約日時点の被保険者年齢に対応する積立利率が適用されます。契約日は、責任開始日に応じて翌月の1日または16日となることから、申込日時点や責任開始日時点の年齢による積立利率と異なる場合があります。

■積立利率に応じた一時払保険料*に対応する毎年の利息は積み立てられるのではなく、毎年、1年満期のコールオプションの購入に充てられます。

*基本給付金額を減額された場合には、減額後の基本給付金額に相当する金額となります。

※定率積立に変更した場合、毎年の利息は基本年金原資部分の積立金として積み立てられます。

くわしくは  **契約概要** **12 積立金の定率積立への変更** をご覧ください。

■責任開始日に適用された積立利率は、据置期間および年金受取期間を通じて一定です。

※責任開始日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

■積立利率は、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	年金の種類、据置期間、年金受取期間およびご契約時の年齢に応じた当社所定の期間を残存期間とする指定通貨に応じた国債*の複利利回り（指標金利）を、当社の定める方法により計算した平均値 *米ドルの場合：米国債、豪ドルの場合：オーストラリア国債
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（-0.5%～+1.5%の範囲内）
保険契約関係費率	<ul style="list-style-type: none"> • 新契約費率（ご契約の締結に必要な費用） • 維持費率（ご契約の維持に必要な費用） • 死亡保障費率（死亡給付金のお支払いに必要な費用）

6 ご契約のお取扱いについて

契約年齢	契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢となります。	
	据置期間	契約年齢
	5年・10年	0歳～80歳
	※契約日は、責任開始日が1～15日の場合はその翌月1日、責任開始日が16～末日の場合はその翌月16日となります。	
指定通貨	米ドル・豪ドル	
選択できる指数	<ul style="list-style-type: none"> 日経平均株価(日経225) S&P 500® ※ご契約締結時に選択した指数は、以後変更できません。	
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。	
①一時払保険料 (基本給付金額)	最低	20,000米ドル/豪ドル(保険料単位:100米ドル/豪ドル) 円入金時:200万円(保険料単位:1万円) ※保険料円入金特約付加
	最高	10億円 $\text{当社の定める他の保険契約の基本給付金額等*} + \text{今回お申込みの基本給付金額} \leq \text{通算最高限度額}$ $\leq 10\text{億円}$ ※今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。 ※円換算にあたっては、責任開始日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。
②最低年金額	円での受取:1,000米ドル/豪ドル 指定通貨での受取:6,000米ドル/豪ドル	
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金)	
契約者	被保険者の3親等以内のご親族	
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族(複数名お選びいただけます) ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。	
年金受取人	契約者または被保険者	
継続年金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。 	
その他取扱いについて	指定通貨の変更、据置期間の延長・短縮、基本給付金額の増額および契約者貸付のお取扱いはありません。	

※市場金利情勢等により、ご加入いただけない場合があります。

※具体的なお契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 保障内容(年金のお取扱い)について

■被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、次の方法でお受け取りいただけます。

確定年金	据置期間	年金受取期間
	5年・10年	10年・20年

※特約年金のお受け取りにかえて、指数連動年金原資を一時受取することができます。この場合、市場価格調整および解約控除は適用されません。

■1年間の年金の受取回数は、年金受取開始時に次の中からご選択いただけます。

年金受取回数	指定通貨		年1回払	年2回払 (6ヵ月ごと)	年4回払 (3ヵ月ごと)	年6回払 (2ヵ月ごと)	年12回払 (1ヵ月ごと)
	米ドル 豪ドル *2	受取通貨 円*3 外貨					
1回の 最低受取額*1	米ドル 豪ドル *2	円*3	1,000ドル	500ドル		250ドル	
		外貨	6,000ドル	お選びいただけません。			

*1 基本年金原資部分の年金額で判定します。

*2 単位:指定通貨(米ドルまたは豪ドル)

*3 「年金円支払特約」を付加する必要があります。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※1回の最低受取額は、将来変更されることがあります。

■年金受取開始後、将来の年金のお受け取りにかえて一括でお受け取りいただくこともできます。この場合、基本年金原資部分の未払年金の現価に市場価格調整および解約控除が適用され、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があります。

※特約年金のみを一括でお受け取りいただくこともできます。この場合、市場価格調整および解約控除は適用されません。

9 保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられたとき	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ※基本年金原資部分の積立金額とたのしみファンドの総額との合計額 ②解約払戻金相当額	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者や死亡給付金受取人の故意による場合 重大事由によりご契約が解除された場合 等

10 主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約Ⅱ

外貨建の解約払戻金・死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円支払特約

- 外貨建の年金や指数連動年金原資を円で受け取ることができます。
 - 初回の年金受取や指数連動年金原資の一時受取のご請求の際に、この特約を付加できます。
 - この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。
- ※この特約を付加した場合、特約年金についても同様に取扱います。

新為替ターゲット特約

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、あらかじめ設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
 - 為替ターゲットレートは、50円～200円（1円単位）で設定でき、設定後に変更することもできます。
 - 外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
 - 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引き出すことができます。
- ※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通貨による据置年金および利息の全額を受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。
- ※この特約を付加した場合、特約年金についても同様に取扱います。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> • 解約払戻金 • 死亡給付金 	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50 銭
年金円支払特約	<ul style="list-style-type: none"> • 年金 • 指数連動年金原資の一時受取 	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※上記の換算基準日と適用為替レートは、税務取扱上の換算基準日と適用為替レートとは異なります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

11 解約等について

- 据置期間中に、ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- 基本給付金額の減額を行った場合、減額分は解約したものととして取扱い、同じ割合で基本年金原資部分の年金額および積立金額が減額されます。減額は、下記の①②を満たす範囲内での取扱いとなります。

指定通貨		米ドル	豪ドル
①最低基本給付金額		20,000米ドル	20,000豪ドル
②最低年金額 (基本年金原資部分)	円での受取	1,000米ドル	1,000豪ドル
	指定通貨での受取	6,000米ドル	6,000豪ドル

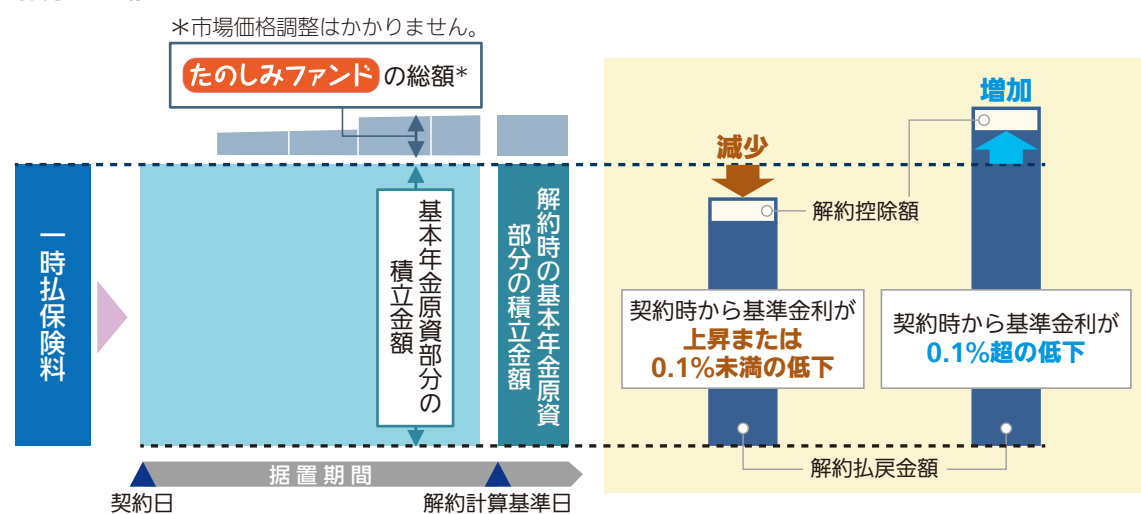
※たのしみファンドの総額は減額されません。たのしみファンドの総額を払い戻すには、たのしみファンドの総額の引き出しをご請求いただく必要があります。

- 年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受け取りいただくことができます。
- この保険の積立金は、「基本年金原資部分」と「たのしみファンドの総額」で分けて積み立てられます。解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては、「基本年金原資部分」の積立金や未払年金の現価に対し市場価格調整が適用されます。そのため、市場金利の変動によりその金額は増減します。また、契約日から計算基準日*までの経過年数等に応じた解約控除を適用するため、解約払戻金額や年金の一括受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

*完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日となります。

- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取や年金の一括受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約した場合のイメージ



- 解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。
- 計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

〈計算方法〉

【解約時（据置期間中）】

解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

解約払戻金額＝①と②の合計額

$$\text{①} \left[\begin{array}{c} \text{積立金額} \\ \text{基本年金原資部分} \end{array} \right] \times \left[1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率} \right] + \text{②} \left[\begin{array}{c} \text{積立金額} \\ \text{たのしみファンドの総額} \end{array} \right]$$

【年金の一括受取時（年金受取期間中）】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日における次の金額となります。

年金の一括受取額＝①と②の合計額

$$\text{①} \left[\begin{array}{c} \text{所定の未払年金の現価} \\ \text{基本年金原資部分} \end{array} \right] \times \left[1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率} \right] + \text{②} \left[\begin{array}{c} \text{所定の未払特約年金の現価} \\ \text{指数連動年金原資部分} \end{array} \right]$$

- 市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{責任開始日の基準金利}}{1 + \text{計算基準日}^*1 \text{の基準金利} + 0.1\% *2} \right]^{\text{所定の月数}^*3 / 12}$$

- *1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。
- *2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。
- *3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「責任開始日の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数（解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」）に応じて一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と責任開始日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.14%	1.05%	0.97%	0.89%	0.81%	0.72%	0.64%	0.56%	0.47%	0.39%

※据置期間：10年、年金の種類：10年 確定年金、年金受取開始年齢：70歳で計算しています。

くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

- 解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて設定されます。

解約控除率については、 [注意喚起情報](#) 冒頭をご覧ください。

12 積立金の定率積立への変更

■ご契約者は、指数の上昇をもとに計算する方法より、定率による積立方法に変更することができます（積立金の計算方法の変更）。

※年単位の契約応当日の3カ月前から2週間前までの間に申し出ることにより、直後に到来する契約応当日から変更されます。

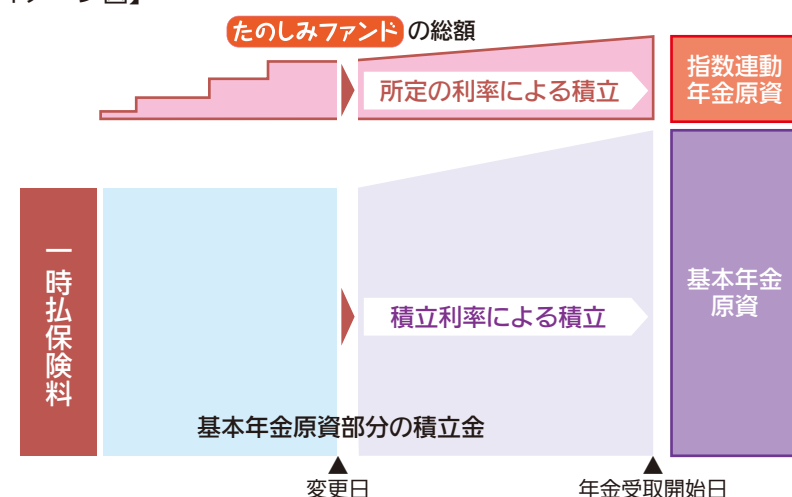
※定率積立へ変更した場合、基本年金原資部分の年金額を改めます。

■変更後の積立方法は次のとおりです。

- 基本年金原資部分の積立金額：積立利率を適用して積み立てます。
- **たのしみファンド**の総額：指数の上昇に応じた**たのしみファンド**は加算されず、当社所定の利率で積み立てます。

※据置期間中において1回に限り変更できます。定率積立への変更後は、指数の上昇をもとに計算する方法に戻すことはできません。

【イメージ図】



積立利率について、くわしくは [契約概要](#) **5** [積立金について](#) をご覧ください。

13 たのしみファンドの総額からの引き出し

■**たのしみファンド**の総額から、全部または一部*を、据置期間中いつでも引き出すことができます。この場合、市場価格調整および解約控除は適用されません。

*一部引き出しの最低額：1,000米ドル/豪ドル

■**たのしみファンド**の総額は、円でも受け取ることができます。その場合に適用される為替レート、換算基準日は以下のとおりです。

対象	換算基準日	適用為替レート
たのしみファンドの総額のうち引き出し分	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM－50銭

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

▶ ふえるたのしみプラン

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、主契約の年金は契約時、特約年金は年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

■ 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50銭
たのしみファンドの総額を円貨で引き出す場合	TTM - 50銭
死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】	

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■ 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【解約・減額・年金の一括支払時にご負担いただく費用（解約控除）】

解約・減額される場合および年金の一括支払時には、契約日から10年間は、契約日から解約・減額等の計算基準日までの経過年数等に応じた解約控除を適用します。解約控除は、据置期間中は基本年金原資部分の積立金額*に対して、年金支払開始後は基本年金原資部分の年金支払期間の残余期間に対する未払年金の現価に対して、次の解約控除率を乗じた金額となります。

*減額の場合は、減額する部分の積立金額

〈解約控除率〉

契約日からの経過年数										
0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年
5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	—

⚠️ 解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

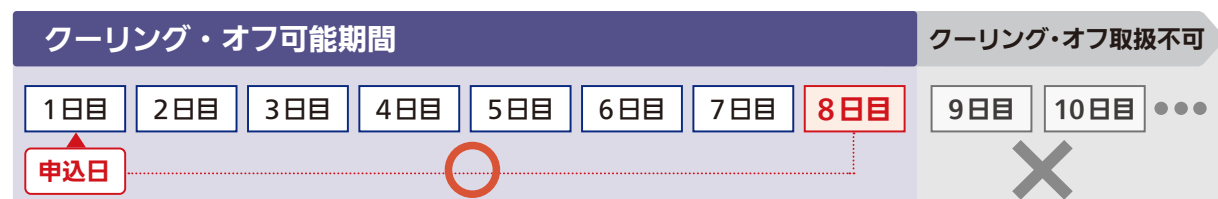
⚠️ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスク

この保険は、外貨建であるため、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料の契約時円換算額や年金の契約時円換算額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください、余裕資金をもってご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

■ 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

■ 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお払込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

■ 保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客様の口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損（益）

■ **次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

■ 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

■ ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■ 被保険者が病院または入院加療が必要な施設等に入院中の場合や、余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

3 保障を開始する時期について [責任の開始]

■当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合は、当社は一時払保険料(相当額)を受け取った時からご契約上の責任を負います。

- 契約日は責任開始日に応じて以下のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含みます)とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

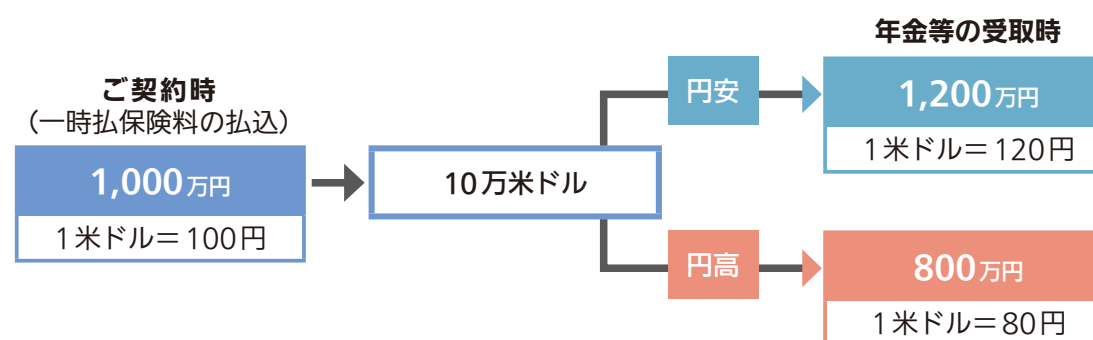
■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて

■この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。

〈為替リスクの例(米ドル建の場合)〉



■年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。

■為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

- 解約または年金の一括支払をした場合、解約払戻金額や年金の一括支払額は、計算基準日における基本年金原資部分の積立金や未払年金の現価に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。また、契約日から計算基準日までの経過年数等に応じた解約控除を適用するため、一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

※解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは  **契約概要** **11** **解約等について** をご覧ください。

8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取り扱いについて

■ 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。

〈ご契約時〉

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年*の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

*契約日の属する年が基準となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

〈年金支払開始日前〉

■ 解約払戻金（解約差益）に対する課税

年金種類	契約後5年以内	契約後5年超
確定年金	20.315% 源泉分離課税	所得税（一時所得）+ 住民税

■ 死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

■ たのしみファンドの総額からの引き出しに対する課税

引き出した積立金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

- 引き出した積立金額より一時払保険料残額*が大きい場合：
課税されません。
- 引き出した積立金額より一時払保険料残額*が小さい場合：
積立金額と一時払保険料残額の差額に対し、次のとおり課税されます（確定年金の場合）。

契約後5年以内	契約後5年超
20.315% 源泉分離課税	所得税（一時所得）+ 住民税

*一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに引き出した積立金の合計額に相当する保険料（基本給付金額を減額された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む）を差し引いた金額（マイナスの場合はゼロ）となります。

〈年金支払開始日以後〉

■ 指数連動年金原資の一時支払に対する課税

据置期間5年	据置期間10年
20.315% 源泉分離課税	所得税（一時所得）+ 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

■ 年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）+ 住民税	所得税（一時所得）+ 住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。
また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取り扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日
年金	年金支払日	TTM（対顧客電信仲値）
指数連動年金原資の一時支払	源泉分離課税の対象となる場合	年金支払開始日
	所得税の対象となる場合	年金支払開始日
年金の一括支払	必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）
たのしみファンドの総額の引き出し・解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日
	所得税の対象となる場合	必要書類の当社到着日

* 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※ 保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※ 特約の付加等により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
※「生命保険相談所」の連絡先は、上記「ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター」でもご案内いたします。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客さまへの送付書類のご案内

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

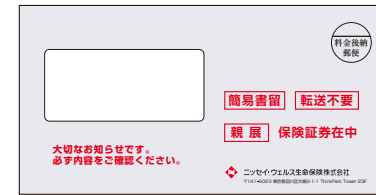
※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

ご契約成立時

● 保険証券・生命保険料控除証明書

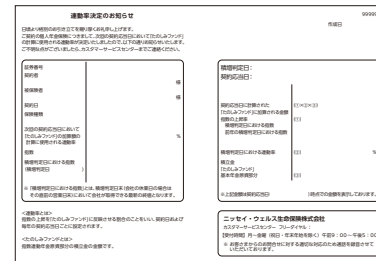
お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

● 保険証券用封筒



● 連動率決定のお知らせ

ご契約日以降速やかに、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。ご契約後も、据置期間中は毎年の契約応当日後にお送りします。



据置期間中

ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

年金受取開始時

年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3ヵ月前に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。年金受取の予定(受取回数・受取日・年金額等)をご確認いただけます。

年金受取期間中

年金お支払い状況のお知らせ

毎年12月または翌年1月*に、年金受取人宛に普通郵便にてお送りします。毎年1月～12月にお支払いした年金額、必要経費等をご確認いただけます。

税務の申告時にご活用いただけます。

*12月にお受取りの可能性があるご契約については、翌年1月にお送りします。

💻 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB版でご提供しております。WEB版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

💡 WEB版の特長 ・常時閲覧可能 ・冊子での保管不要 ・拡大して閲覧可能

WEB版の閲覧方法

📱 スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合
※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。



💻 ホームページから閲覧する場合

- 1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB版」ご契約のしおり・約款をクリックしてください。
- 2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

📖 冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。
※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

📞 ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター ☎️ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。